

古物商・古物市場主の許可を受けている方へ

古物営業法の一部を改正する法律の施行により、今後、古物営業法の内容が大きく変わります。

許可単位の見直し

「主たる営業所等届出書」の締め切りは
「令和2年3月31日」です

古物商・古物市場主の許可を現に受けている方は、次の手続が必要です。

令和2年3月31日までに「主たる営業所等届出書」を提出をして下さい。

この手続をしないと、改正法の施行日の令和2年4月1日の時点で、**許可が失効してしまい、有効な許可とはみなされなくなるため、引き続き、営業をしようとする場合は、改めて許可申請をしなければなりません。**

【改正点】

主たる営業所（主たる営業所、古物市場をいう。以下同じ。）の所在地を管轄する公安委員会の許可を受けることで、その他の都道府県に営業所（古物商の営業所、古物市場をいう。以下同じ。）を設ける場合には届出で足りることになりました。

このため、法人・個人の別、営業所の数に関わらず、現に古物営業許可や古物市場主許可を受けている方は、施行日の前日の**令和2年3月31日**までに、主たる営業所の所在地を管轄する警察署に「主たる営業所等届出書」を提出しなければなりません（手数料なし。）

【お願い】

○ 北海道公安委員会からのみ許可を受けている方

営業所の中から「主たる営業所」を決め、その所在地を管轄する警察署へ「主たる営業所等届出書」を提出して下さい（営業所が1つの場合や個人の方の住所地・居所を営業所としている場合も、そこを主たる営業所として届出をしてください。）。

道内に複数の営業所がある場合、主たる営業所以外の営業所は、「その他の営業所」となりますが、主たる営業所と併せて届出をしてください。

○ 2以上の都道府県公安委員会から許可を受けている方

複数ある営業所から「主たる営業所」を決め、その営業所の所在地を管轄する都道府県警察の警察署に届出をしてください。

この場合、主たる営業所以外の営業所は、「その他の営業所」となりますが、主たる営業所と併せて届出をしてください。

平成30年10月24日から施行

【欠格事由の追加】

「窃盗の罪で罰金の刑に処せられ5年を経過しない者」「暴力団員やその関係者」が、現に許可を受けているときはその許可を「取消し」、新たに許可を受けようとする場合は「不許可」となります。

【簡易取消しの新設】

古物商や古物市場主の所在を確知できない場合に、公安委員会が官報で公告を行い、30日を経過しても申出がない場合は、許可を取り消すことができることになりました。

【営業制限の見直し】

○ 古物商は、事前に公安委員会に仮設店舗の日時・場所の届出をすれば、営業所や相手方の住所、居所以外の仮設店舗でも古物を受け取ることができることになりました。

○ この場合、当該古物商は、「仮設店舗営業届出書」を仮設店舗を設けようとする場所を管轄する警察署長に3日前までに提出しなければなりません。

また、仮設店舗には、古物営業法施行規則で定める「標識を掲示し、帳簿を備え付け」なければなりません。

各申請書は、北海道警察ホームページでダウンロード又は最寄りの警察署窓口まで。詳しくは、最寄りの警察署にお問い合わせください。

古物営業法の一部を改正する法律

2年施行: 令和2年4月1日施行
6月施行: 平成30年10月24日施行

(平成30年4月25日公布)

背景

○ 古物営業の態様の変化

近年、複数の都道府県で営業を営む古物商等が増加し、営業所等の全国展開が進んでいる。

○ 規制改革ホットラインへの要望

- ・ 1つの都道府県公安委員会の許可を受けていれば、他の都道府県に新たに営業所等を設ける場合に届出のみとして許可を不要とする措置を講じてほしい。
- ・ 古物の受取を行うことができる場所として、百貨店等におけるイベント会場等を追加してほしい。

▶ 古物営業の在り方に関する有識者会議

平成29年10月～12月、大学教授、業界団体等の有識者が現在のニーズに即した古物営業の在り方について議論。12月21日、今後の方向性について取りまとめた報告書を生活安全局長に提出。

概要

許可単位の見直し

【2年施行】

現行

営業所等が所在する都道府県ごとに古物営業の許可を受けることが必要。

改正後

主たる営業所等の所在地を管轄する公安委員会の許可を受ければ、その他の都道府県に営業所等を設ける場合には届出で足りることとする。

✦ 経路規定の整備

【2年施行】

届出手続における利便性向上のため、古物商等は営業所等の所在地の公安委員会を経由して主たる営業所等の所在地を管轄する公安委員会に届出を行うことができることとする。

✦ 行政処分に関する規定の整備

【2年施行】

主たる営業所等の所在地を管轄する公安委員会は、古物商等の全国における営業に対して許可の取消し、営業停止、指示といった行政処分を行うことができることとする。

✦ 公安委員会間の情報共有に関する規定の整備

【2年施行】

古物商等の許可やその変更等に関する情報、競り売りや仮設店舗における古物の受取の届出に関する情報、行政処分に関する情報を、都道府県公安委員会は国家公安委員会に報告し、国家公安委員会は当該報告に係る事項を各公安委員会に通報して、公安委員会間で情報を共有することとする。

○ 令和2年3月31日までに主たる営業所を管轄する警察署に届出して下さい。

○ 2つ以上の公安委員会から許可を受けている場合は、1つの公安委員会に主たる営業所を決めて届出して下さい。

営業制限の見直し

【6月施行】

現行

古物商は、営業所又は取引の相手方の住所等以外の場所で、買受け等のために古物商以外の者から古物を受け取ることができない。

改正後

事前に公安委員会に日時・場所の届出をすれば、仮設店舗においても古物を受け取ることができることとする。

	営業所	住所等	その他
現行	○	○	×
改正案	○	○	(仮設店舗において) ○

✦ 「露店」の「仮設店舗」への改称

【6月施行】

古物営業の実態の変化を踏まえ、法制定時から用いられてきた用語である「露店」を「仮設店舗」に改称するとともに、警察職員の仮設店舗への立入権限を明記することとする。

簡易取消しの新設

【6月施行】

現行

許可を取り消すためには、古物商が3月以上所在不明であること等を公安委員会が立証し、聴聞を実施する必要がある。

改正後

古物商等の所在を確知できないなどの場合に、公安委員会が公告を行い、30日を経過しても申出がない場合には、許可を取り消すことができることとする。

欠格事由の追加

【6月施行】

現行

禁錮以上の刑や一部の財産犯の罰金刑に係る前科を有すること等を欠格事由として規定し、該当する者は許可を取得できない。

改正後

暴力団員やその関係者、窃盗罪で罰金刑を受けた者を排除するため、許可の欠格事由を追加する。

< 施行期日 >

○ 「営業制限の見直し」・「簡易取消しの新設」・「欠格事由の追加」 : 平成31年10月24日

○ 「許可単位の見直し」 : 令和2年4月1日



古物営業法施行規則の一部改正の概要

1 法改正に対応する改正事項

○営業制限の見直し関係

仮設店舗において古物営業を営む場合において、あらかじめ、その場所を管轄する公安委員会に**日時・場所を届け出た時は**、仮設店舗において古物を受け取ることができる。
(新法第14条ただし書)

日時・場所の届出については、仮設店舗において古物営業を営む日から**3日前までに**、その場所の所轄警察署長を経由して届出することを規定(届出書の様式も規定)。
(新施行規則第14条の2)

○簡易取消しの新設関係

古物商等の所在を確知できないなどの場合は、**国家公安委員会規則で定めるところにより**、その事実を公告し、公告の日から30日を経過しても申出がないときは、許可を取り消すことができる。
(新法第6条第2項)

公告は官報により行うものとするを規定。
(新施行規則第4条の2)

○欠格事由(暴力団等)の追加関係

欠格事由に「**集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるもの**を行うおそれがあると認めるとに足りる相当な理由がある者」を追加
(新法第4条第3号)

国家公安委員会規則で定めるものとして、同様の規定をもつ**警備業法、風適法、自動車運転代行業法等と同じ罪(暴力団関係者等により行われやすい犯罪行為の種類)**を規定。
(新施行規則第1条)

○主たる営業所等の届出(経過措置)関係

古物商等は、許可単位の見直しに関する規定の施行(令和2年4月1日施行)の前日、**令和2年3月31日までに**、主たる営業所等の所在地を管轄する公安委員会に、**主たる営業所又は古物市場の名称及び所在地等を届け出れば**、改正法の全面施行時において、主たる営業所等の所在地を管轄する公安委員会による新法第3条の規定による許可を受けているものとみなされる。
(改正法附則第2条)

主たる営業所等の届出については、主たる営業所等の所在地の所轄警察署長を経由して別記様式(主たる営業所等届出書)を提出するものとするを規定。
(改正規則附則第2項)

2 規則独自の改正事項

○非対面取引の本人確認方法関係

非対面取引の本人確認方法について、新たな確認方法(容貌の画像+本人確認書類(写真付き)の画像を送付する方法(リアルタイムのビデオ通話により確認する方法を含む。)、異なる本人確認書類2点+転送不要郵便を利用する方法等)を追加。
(新施行規則第15条)

○帳簿の様式関係

帳簿の様式の備考において、「取引した古物」の「特徴」欄の記載例として、自動車に関するもの(車検証記載のナンバー、車名、車台番号、所有者の氏名等)を規定。(新施行規則別記様式第15・16号)

1 概要

改正法の施行前に、主たる営業所等を公安委員会に届け出た古物商等で、改正法の施行の際に許可を受けている古物商等は、改正後の古物営業法の許可を受けているものとみなされる(改正法附則第2条第1項及び第3項(別紙1参照))。

※ 古物商等とは、古物商及び古物市場主をいう。

- 改正法の施行後も引き続き古物営業を続ける予定の古物商等は、主たる営業所等の届出を行う必要がある。(届出を行わない場合には、改正後に改めて許可を申請・取得することとなる。)

※ 営業所・古物市場が1つしかない場合又は1つの県内にしか営業所・古物市場がない場合にも主たる営業所等の届出が必要となる。

- 改正法の施行前に主たる営業所等の届出を行った後で、その届出内容に変更があった場合には、再度、主たる営業所等の届出を行うとともに、必要に応じて法第7条の規定に基づく変更の届出を行う必要がある。(再度の届出を行わない場合には、改正後に改めて許可を申請・取得することとなる。)

2 届出の提出時期

届出は、改正法の全面施行日(令和2年4月1日)の前日、**令和2年3月31日まで**の間に行う必要がある。

改正法公布
(平成30年4月25日)

改正法一部施行
(平成30年10月24日)

改正法全面施行
(令和2年4月1日)

令和2年3月31日までに届出が必要

3 届出内容及び届出先

<届出内容>

- 主たる営業所又は古物市場の名称及び所在地
- その他の営業所又は古物市場の名称及び所在地
- ※ 実際の届出様式は別紙6参照

<届出先>

- 主たる営業所又は古物市場の所在地の所轄警察署長
- ※ 届出のイメージは別紙7参照

4 許可証(全面施行後。2県以上から許可証の交付を受けている古物商等のみ。)

改正法による改正後の古物営業法の許可を受けているとみなされた古物商等であって、複数の公安委員会から許可を受けていたものは、施行日(全面施行日)から1年を経過する日までの間に、国家公安委員会規則で定める書類及びその者の有する全ての旧許可証を添付して、主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会に提出しなければならない。(改正法附則第3条第2項(別紙1参照))

古物営業法の一部を改正する法律(平成30年法律第21号)

附 則(抄)

(旧法許可に関する経過措置)

第二条 古物商又は古物市場主は、この法律の施行前においても、国家公安委員会規則で定めるところにより、その主たる営業所(営業所のない者にあつては、住所又は居所をいう。以下同じ。)又は古物市場の所在地を管轄する都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に、主たる営業所又は古物市場その他の営業所又は古物市場の名称及び所在地を届け出ることができる。

2 (略)

3 この法律の施行前に第一項の規定による届出をした古物商又は古物市場主であつて、この法律の施行の際現にこの法律による改正前の古物営業法(中略)第三条の規定による許可(次条において「旧法許可」という。)を受けているもの(当該届出をした日からこの法律の施行の日(次条において「施行日」という。)の前日までの間に当該届出の内容の全部又は一部について変更があつた者を除く。)は、それぞれ、主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会によるこの法律による改正後の古物営業法(中略)第三条の規定による許可(次条において「新法許可」という。)を受けているものとみなす。

(旧許可証に関する経過措置)

第三条 前条第三項の規定により新法許可を受けているものとみなされる者(次項において「みなし新法許可者」という。)であつて、一の公安委員会の管轄区域内の営業所又は古物市場についてのみ旧法許可を受けていたものについては、当該旧法許可に係る古物営業法第五条第二項の許可証(以下この条において「旧許可証」という。)は、新法許可に係る同項の許可証とみなす。

2 みなし新法許可者であつて、二以上の公安委員会の管轄区域内の営業所又は古物市場について旧法許可を受けていたものは、施行日から一年を経過する日までの間に、国家公安委員会規則で定める書類及びその者の有する旧法許可に係る全ての旧許可証を添付して、主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会に新法許可に係る古物営業法第五条第二項の許可証の交付の申請をしなければならない。

3 (略)

4 第二項の規定により旧許可証が公安委員会に提出されるまでの間(施行日から一年を経過する日までの間に限る。)は、同項に規定する旧許可証は、新法許可に係る古物営業法第五条第二項の規定により交付された許可証とみなす。

別記様式(記載例)

別記様式(附則第2項関係)

その1

三才たろ 営業所等又は古物市場

古物営業法の一部を改正する法律(平成30年法律第21号)附則第2条第1項の規定により主たる営業所又は古物市場その他の営業所又は古物市場の届出をします。

公安委員会 届出者の氏名又は名称及び住所

年 月 日

(記載例)

許可の種類	1.古物商	2.古物市場主
許可証番号	12345678912	平成●月●日
許可年月日	平成●月●日	けいさつ たろう
氏名	三才 太郎	
又は名称		

三才たろ 営業所等又は古物市場

店名	1.営業所あり	2.営業所なし	3.古物市場
名称	かすみせきてん		
店名	三才たろ		
名称	三才たろ		
所在地	(住所又は居所と同じ場合は、記載を要しない。)		
所在地	東京都千代田区錦が岡2-1-2		
所在地	電話 (03) 3581-0141 番		

別記様式(記載例)

その2

その他の営業所等又は古物市場

営業所等を有する都道府県名

埼玉県

届出営業所名

●●三才たろ

許可証番号

23456789012

さいたま市

さいたま市

所在地

埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

電話 (●●●●) ●●●●-●●●● 番

所在地

電話 ()) 番

所在地

電話 ()) 番

所在地

電話 ()) 番

記載要領

- 届出者は、氏名を記載し及び押印することによって、署名することができる。
- 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 複数の都道府県に営業所等を有する場合は、その2を都道府県ごとに作成すること。

非対面取引における本人確認のための措置の追加 (古物営業法第15条・同法施行規則第15条関係)

